

胎内市公私連携幼保連携型認定こども園

運営事業者募集要項

令和7年 6月

胎内市こども支援課

1. 募集の趣旨

胎内市では、中条すこやかこども園において、令和8年4月より引継ぎ運営可能な法人について公募型プロポーザル方式により「公私連携法人」として指定する事業者の選定を行います。

2. 運営条件等

別紙「胎内市公私連携幼保連携型認定こども園（中条すこやかこども園）運営に係る諸条件」によるものとします。

3. 応募資格等

(1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

- ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- ② 次に掲げる施設のいずれかを本市において3年以上運営した実績があり、現に運営していること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定により認可された 保育所
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。
- ④ 胎内市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等及に該当していないこと。
- ⑤ 代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいないこと。

(2) 不適格事項

応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ① 公私連携法人の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって審査委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- ② 応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ③ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ 応募書類提出以降、「(1) 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

4. 事業者選定から事業開始までの主なスケジュール

事業者選定並びに事業開始までのスケジュールは次のとおりです。

日 程	内 容
令和7年6月27日	募集要項等の公表
令和7年7月8日	質問の提出期限
令和7年7月15日	質問の回答
令和7年6月27日～令和7年7月15日	胎内市公私連携法人指定申請書（様式1） 事業提案書（様式3）の提出期間
令和7年7月15日～令和7年7月30日	申請書（様式4から8）の提出期間
令和7年8月上旬	一次審査
令和7年8月下旬	二次審査
令和7年8月下旬	協定締結
令和7年9月から令和7年10月	説明会（選定法人）
令和8年3月31日	中条すこやかこども園閉園
令和8年4月1日	新規私立認定こども園開園

5. 応募の手続

（1）募集要項等の配布

配布期間：令和7年6月27日（金）～令和7年7月7日（水）

配布場所：胎内市ホームページに掲載しておりますので、書類及び様式等データをダウンロードして使用してください。

（2）質問の受付

質 問：質問票（様式2）により、電子メールでのみ受け付けます。

※質問票送信後、電話連絡を行ってください。（メール誤送信防止のため）

受付期間：令和7年6月27日（木）～令和7年7月8日（火）午後5時まで受け付けます。

回 答：令和7年7月15日（火）までに、胎内市のホームページに掲載します。

（3）胎内市公私連携法人指定申請書（様式1）及び事業提案書（様式3）の提出
本事業に応募する意思のある事業者は、胎内市公私連携法人指定申請書（様式1）及び事業提案書（様式3）に記入の上、受付場所に持参してください。郵送の場合は、簡易書留での郵送とし、提出期日必着とします。また、発送した旨電話連絡をください。電子メール等による提出は認めません。

受付期間：令和7年6月30日（月）～令和7年7月15日（火）

午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：胎内市こども支援課（胎内市役所本庁舎2階1番窓口）

提出部数：胎内市公私連携法人指定申請書（様式1）1部

事業提案書（様式3） 7部（正本1部 副本6部）

(4) 申請書（様式4から8）の提出

本事業に応募する事業者は、所定の様式（様式4から8）等により法人の状況等を記載した申請書類を提出してください。申請書類は必ず受付場所に持参してください。郵送や電子メール等による応募は認めません。

受付期間：令和7年7月15日（火）～令和7年7月30日（水）

午前8時30分から午後5時15分

受付場所：胎内市こども支援課

提出部数：7部（正本1部、副本6部）

提出書類：「提出書類一覧表」（様式4）に記載する書類一式

- ・申請書1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで表示すること。事前に提出いただいた、事業提案書と併せて審査に使用します。
- ・所定の様式は、胎内市ホームページよりダウンロードして作成すること。

(5) 施設の見学の日程につきましては応募いただいた法人へ後日、改めて案内します。

(6) その他留意事項

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

6. 事業者の選定方法

提案内容を選定基準に基づき総合的に評価し、公私連携法人候補者を公募型プロポーザル方式により選定します。

また、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により最低平均基準点1点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、公私連携法人の選定を行わない場合があります。

(1) 審査項目

一次審査項目

採点項目		評価の視点	参考にする様式	配点
1. 法人の姿勢と財務状況	運営実績	・ 監査で重大な指摘を受けていないか。指摘や指示内容に適切に対応しているか。	様式 5-1 ～6-1	10
		・ 自己評価や外部評価に積極的に取り組んでいるか。		
	財務状況	・ 新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。	10	
	応募動機	・ 応募の動機に説得力があるか。	様式 6-2	10
2. 全体計画	保育・教育理念	・ 特色のある教育・保育となっているのか。	様式 7-1	10
		・ 公私連携に対する理解を有し、移管に向け円滑な取り組みが期待できるか。		
	開園日等	・ 開園日や開園時間は、適正な提案であるか。	様式 7-2	10
		・ 保護者の利便性を考慮した延長保育や一時預かりの設定になっているか。		

	職員配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。 ・職員確保や人材育成について、明確な考え方はあるか。 	様式 7-3	20
	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備及び開設後の資金計画は適切な内容か。 	様式 7-4	10
3. 園の運営	保育・教育計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針及び新潟県の計画を踏まえ、園児の心身の発達に配慮した考え方が示されているか。 	様式 8-1	10
	支援等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公私連携施設として、支援・配慮を要する園児に対する取組みや、保護者への対応が具体的に示されているか。 	様式 8-2	10
	公私連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公私連携施設として、本市と連携を強めていくための具体的な提案があるか。 	様式 8-3	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・三者協議会については、円滑な取組みが期待できるか。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育等の内容の継承及び管理運営業務の引継ぎについて具体的な提案があるか。 		
	給食及び食育	<ul style="list-style-type: none"> ・給食提供においてアレルギーへの対策が示されているか。 	様式 8-4	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・給食の提供に工夫が見られるか。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関して、どのような取り組みを行っていくのか。 		
	安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策や危機管理体制が具体的に示されているか。 	様式 8-5	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の取扱いに十分配慮されているか。 		
	保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。 	様式 8-6	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に過度な負担を求めているか。 		
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や地域等との連携を継続するとともに、発展させる意欲があるか。 	様式 8-7	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援事業について魅力ある提案がなされているか。 			
配点合計				150

二次審査項目

採点項目		評価の視点	参考にす る様式	配点
1. プレゼンテーション	職員配置等	・単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。	様式 7-3	10
		・職員確保や人材育成について、明確な考え方はあるか。		
	支援等の考え方	・公私連携施設として、支援・配慮を要する園児に対する取組みや、保護者への対応が具体的に示されているか。	様式 8-2	10
	保護者支援	・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。	様式 8-6	10
		・保護者に過度な負担を求めているか。		
	地域との連携	・小学校や地域等との連携を継続するとともに、発展させる意欲があるか。	様式 8-7	10
・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援事業について魅力ある提案がなされているか。				
教育・保育の見識・熱意 マネジメント	・幼児期の教育・保育の分野に関する優れた見識を有しており、移管に向けた熱意があるか。 ・円滑に施設を運営するマネジメント能力及びサポート体制を有し、優れた運営が期待できるか。		10	
配点合計				50
<p>※お願い</p> <p>中条すこやかこども園の運営形態をベースとして、現行水準を維持することを基本としたうえで、一次審査にて、ご提出いただいた申請書類（資料）において、補足すべき点や特色等についてプレゼンテーションしてください。</p> <p>また、現状と比較して過度なサービスを求めるもの（例として朝6時から利用可能や夜9時まで開園等）では無いことをご理解いただいた上で、主に上記5項目における内容のうち、特に重点的に取り組んでいただけの事項については、より詳しくプレゼンテーションしてください。</p>				

(2) 一次審査

「中条すこやかこども園運営事業者選定プロポーザル審査委員」（以下「審査委員会」という。）において一次審査を行います。第一次選定（書類選定等）選定基準に基づき提案書による書類審査、運営事業者募集要項により提出された書類をもとに審査を行います。

(3) 二次審査

審査委員会においてプレゼンテーション審査を行い、本事業に係る提案内容を総合的に評価します。なお、審査委員会は非公開とし、実施日については令和7年8月下旬頃を予定しておりますが、正式な日時、詳細等については、別途通知します。

プレゼンテーションの内容は、指定する5項目について応募内容の概要説明や、応募書類では伝えきれなかった内容について説明した後、審査委員からの質問に回答してください。

なお、いずれかの審査項目で、重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、公私連携法人候補者として選定しないことがあります。

① プレゼンテーションの時間

1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答概ね10分以内）を予定しております。

② 出席者

会場への入室は、1事業者あたり3名までとし、必ず法人理事長（担当理事又は本事業の責任者可）と園長予定者や主幹保育教諭予定者、会計担当者など法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします

③ プレゼンテーション資料

パソコンを使用したプレゼンテーションとします。パワーポイント等のソフトを使用し、プロジェクターに投影し説明するものとします。プレゼンテーション用の資料は、別途作成して下さい。書式内容は問いません。

書類資料は、応募書類のみとし、追加提案の配布は認めません。（本市がヒアリングに必要として提出を求めた場合を除く。）

④ 審査結果

公私連携法人候補者の決定後、速やかに提案審査を行った応募者に文書で通知し、胎内市のホームページを通じて公表します。なお、審査内容や審査結果に対する問い合わせには一切応じられません。

7. 協定の締結及び公私連携法人の指定等

公私連携法人候補者決定後の協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行います。

- ① 公私連携法人候補者の第1位に決定された者と認定こども園法第34条第2項及びその他の事項について協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ② 前号の協議が成立しない場合は、第2位の候補者と協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ③ 認定こども園法第34条第2項に規定する協定は、本市と公私連携法人予定者との間で作成し、締結します。

- ④ 協定締結後、公私連携法人予定者を認定こども園法第 34 条第 1 項の公私連携法人として指定するものとします。
- ⑤ 公私連携法人予定者とした後、本市との間で協定の締結を行わなかった場合又は、本市が公私連携法人の指定を行わない場合であっても、公私連携法人予定者が本募集要項にしたがって支出した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとします。

8. 留意事項

- (1) 移管に当たっては、市議会の議決が必要となることがあります。議決が得られない場合、移管を停止することがあります。
- (2) 公私連携法人予定者として決定をした後、移管までの間に、公私連携法人予定者として著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定を取り消すことがあります。

9. その他

- ① 提出された応募書類は返却しません。
- ② 受付後の書類の差し替え及び追加等はできません。ただし、公私連携法人の選定にあたり確認が必要とされた場合、市職員が聞き取りや、資料の追加・補正を求める場合があります。
- ③ 運営事業者の決定までは、提出書類等の著作権は、応募事業者に帰属します。
運営事業者の決定後は、選定された提出書類の著作権は胎内市に帰属し、選定されなかった提出書類は応募者に帰属します。
- ④ 提出された資料に関する情報公開は、選定された事業者の資料を除き非開示とします。
- ⑤ 胎内市公私連携法人指定申請書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出してください。

10. 本件に関する問い合わせ先及び書類提出先

胎内市こども支援課（担当：伊藤、高橋）

住 所：〒959-2693 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号

電話番号：0254-43-6111（内線 1261） F A X：0254-43-6200

メールアドレス：hoiku@city.tainai.lg.jp